

令和6年度 公文書開示（2月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（2月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
8	R6. 12. 16	R7. 2. 13	令和6年度 第2回安全研修 実施報告書	232		1					1		1		1				「研修資料中のドライブレコーダーの記録」 ・当該映像データには、歩行者等の映像が含まれる。これらは、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため（第7条第2号） ・当該映像データについては、開示することにより、カメラの死角等が明らかとなり、車内外において種々の犯罪の実行が容易になるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、実施機関の車内外における防犯対策上支障が生じ、都営バスの運行事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条第4号及び第6号） ・当該映像データの使用目的を限定していることを乗客に知らせるために、「事故防止のためカメラで車内を撮影しています。映像は目的以外に利用することはありません。」と記したステッカーをバス車内に貼付しており、乗客は当該映像データが公にされないことを前提に都営バスに乗車している。よって、当該映像データを公にすることで、実施機関の信用及び信頼が失われ、実施機関の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条第6号） 「安全研修実施報告書上段の決裁欄中の委託事業者の従業員の印影・受講者名簿中の委託事業者の従業員の氏名」 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため（第7条第2号） 「受講者名簿中の襟番（エリ番）」 他の情報との照合により、特定の個人を識別することができるおそれがあるため（第7条第2号） 「安全研修実施報告書の研修未受講理由及び受講者名簿のうち不開示とした部分」 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため（第7条第2号）	交通局自動車部営業課
9	R6. 12. 19	R7. 2. 13	・新宿線10-300形（1・2次車）列車情報管理装置（TIMS）仕様書 ・新宿線10-300形（3次車以降）列車情報管理装置（TIMS）仕様書 ・三田線6300形車両情報管理装置（TIMS）仕様書 ・浅草線5500形情報制御装置（INTEROS）仕様書 ・新宿線10-300形（1・2次車）案内制御データ ・新宿線10-300形（3次車以降）案内制御データ ・浅草線5500形車両案内制御データ ・三田線6500形車両行先駅一覧 ・三田線6300形車両行先駅一覧	381	1															交通局車両電気部車両課
10	R6. 12. 19	R7. 2. 13	・列車運行制御装置機能仕様書（都営地下鉄4線の案内表示内容に関わる部分） ・LCD案内表示器機能仕様書（案内表示内容に関わる部分）	607		1					1								「仕様書作成者の氏名」 個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものであるため（第7条第2号）	交通局車両電気部信号通信課
11	R7. 1. 21	R7. 2. 19	公開件名：令和5年度駅別年間乗降人員並びにバリアフリー状況及びホームドア整備計画の調査について（回答） 文書番号：6交総第413号 決定年月日：令和6年6月28日 所管局部：交通局総務部	8		1									1				大田区の調査元の担当部署のメールアドレスは、公にするとにより、業務に関係のないメールへの対応が生じるなど当該部署における業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため（第7条第6号）	交通局総務部企画調整課
12	R7. 2. 7	R7. 2. 20	都営大江戸線上野御徒町駅に設置されている監視カメラ映像（監視カメラ名称：トイレ付近） 令和7年2月2日午後11時00分から同月3日午前0時48分まで				1				1		1		1				今回請求対象の映像データについては、全般にわたり多数の通行者の顔等が間断なく記録されており、当該映像データに記録されている顔等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、また、顔が識別可能な程度に記録されていない場合であっても、当該映像データに記録された日時や場所等を特定した請求であることから、乗客及び通行人の持ち物の映像等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる可能性があるため（第7条第2号） さらに、当該映像データについては、開示することにより、監視カメラの死角等が明らかとなり、駅構内において種々の犯罪の実行が容易になるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、駅構内の防犯対策上支障が生じ、都営地下鉄の運行事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条第4号及び第6号）	交通局電車部営業課

令和6年度 公文書開示（2月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
13	R7. 1. 14	R7. 2. 25	音声合成データの注入作業について（事務連絡）	38	1															交通局自動車部営業課
14	R7. 1. 14	R7. 2. 25	車いす利用者をはじめとする障害者等に対してバス事業者及びタクシー事業者が講ずべき措置等について	4	1															交通局自動車部営業課
15	R7. 1. 14	R7. 2. 27	・コールセンター運営委託（長期継続契約）（6交総第695号） ・コールセンター運営業務委託（長期継続契約）（5交総第477号） ・コールセンター運営業務委託（長期継続契約）（4交総第582号） ・コールセンター運営業務委託（長期継続契約）（3交総第686号）	40	1															交通局資産運用部契約課
16	R7. 1. 14	R7. 2. 27	・コールセンター運営委託（長期継続契約）（6交総第695号） ・コールセンター運営業務委託（長期継続契約）（5交総第477号） ・コールセンター運営業務委託（長期継続契約）（4交総第582号） ・コールセンター運営業務委託（長期継続契約）（3交総第686号）	24		1					1	1	1		1				「見積書の代理人の職及び氏名」 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（第7条第2号） 「見積書の社印の印影」「支払内訳書の社印の印影」 公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため（第7条第4号） 「予定価格調書の予定価格及び見積書比較価格」 開示した場合、以降当局が行う同種の契約において、見積金額の高止まりを招く等、契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため（第7条第6号） 「一般案件見積者表の電話番号」「特命随意契約理由書のE-mailアドレス及び電話番号」 当該企業が公表しておらず、公にすることにより、業務とは関係のない連絡が増えるなどし、当該企業の事業運営上の地位が損なわれると認められるため（第7条第3号） 「特命随意契約理由書の担当者の氏名」 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。）であるため（第7条第2号）	交通局資産運用部契約課
17	R7. 1. 14	R7. 2. 27	・委託契約書 コールセンター運営業務委託（長期継続契約）（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで） ・委託契約書 コールセンター運営業務委託（長期継続契約）（令和4年11月1日から令和5年10月31日まで） ・委託契約書 コールセンター運営業務委託（長期継続契約）（令和5年11月1日から令和6年10月31日まで） ・委託契約書 コールセンター運営委託（長期継続契約）（令和6年11月1日から令和7年10月31日まで）	166		1					1		1						・契約書に押印されている受託者の社印の印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため（第7条第4号） ・コールセンターは、お客様の声の集積システム等により多くの個人情報を保有している。コールセンター内のレイアウト図を公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため（第7条第4号） ・契約書に記載されている受託者の代理人の職及び氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（第7条第2号）	交通局総務部お客様サービス課